

令和7年度職員の懲戒処分等状況について

失職日	失職した者	根拠法令	理由
R7.10.31	課長級職員	地方公務員法第28条第4項及び第16条第1号に基づく失職	令和6年度に行われた、市教育委員会が所管する施設である、市立大町図書館及び大町運動公園第一屋内運動場の照明LED化工事における入札にあたり、課長級職員が、予定価格に近い金額を教示したことにより、入札において公正を害する行為が行われたものとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反及び公契約関係競売入札妨害で懲役刑が確定した。

処分日	被処分者	処分内容	処分理由
R7.11.14	主幹級職員	減給1か月間、給料月額10分の1（昇給抑制1号俸）	令和6年度に行われた、市教育委員会が所管する施設である、市立大町図書館及び大町運動公園第一屋内運動場の照明LED化工事における入札にあたり、課長級職員が、予定価格に近い金額を教示したことにより、入札において公正を害する行為が行われたものとして、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反及び公契約関係競売入札妨害で懲役刑が確定し、失職した。この件に関し、図書館の工事において、当該課長から虚偽の理由による働きかけを受けた職員が、情報を漏らしたものの。